

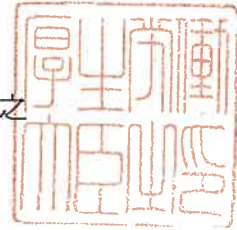
厚生労働省発雇均 1130 第 2 号

令和 3 年 11 月 30 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金の支給対象期間等の改正

一 新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金を令和四年一月一日から同年二月二十八日までの間における対象有給休暇（事業主がその雇用する被保険者に対して取得させた、新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に就学等している子どもの世話をその保護者として行うための有給休暇（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。）をいう。以下同じ。）について支給するものとともに、その支給額を対象有給休暇に係る者一人につき、事業主が支払った賃金の額に相当する額として雇用環境・均等局長の定める方法により算定した額（その額を当該賃金の支払の基礎となった日数で除して得た額が、一万一千円（ただし、その雇用する被保険者に対して対象有給休暇を取得させた事業主が、当該対象有給休暇の期間の全部又は一部の期間において新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言に係る同項第二号に掲げる区域又は同法第三十一条の四第一項に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置に係る同項第二号に掲げる区域のうち雇用環境・均等局長が定め

る区域（二において対象区域という。）に所在する事業所を有する場合は、一万五千元）を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）とすること。

二 新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金を令和四年三月一日から同月三十一日までの間における対象有給休暇について支給するものとともに、その支給額を対象有給休暇に係る者一人につき、事業主が支払った賃金の額に相当する額として雇用環境・均等局長の定める方法により算定した額（その額を当該賃金の支払の基礎となった日数で除して得た額が、九千元（ただし、その雇用する被保険者に対して対象有給休暇を取得させた事業主が、当該対象有給休暇の期間の全部又は一部の期間において対象区域に所在する事業所を有する場合は、一万五千元）を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）とすること。

第二 その他

一 この省令は、令和四年一月一日から施行すること。ただし、第一の二は同年三月一日から施行すること。

二 令和三年八月一日から同年十二月三十一日までの間にこの省令による改正前の対象有給休暇を取得さ

せた事業主に対する新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金の支給については、なお従前の例によること。

三 令和四年一月一日から同年二月二十八日までの間に第一の一による改正後の対象有給休暇を取得させた事業主に対する新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金の支給については、同年三月一日以降も第一の一のとおりとすること。

四 育児休業等支援コース助成金は、令和四年一月一日から同年三月三十一日までの間における対象有給休暇については、支給しないものとする。